

令和5（2023）年3月16日

学校の保護者の皆さまへ

国立市教育委員会

教育長 雨宮 和人

児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び
保健指導等のための「保健調査票」の活用について

日頃から国立市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要となっています。

令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康医教育・食育課の通知「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」において、学校の健康診断には、婦人科的診察が必須検査項目ではありませんが、児童生徒等の自身の不調を訴えることに心理的な負担を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していなかったことにより、適切な助言や指導を受けられないことが考えられることを懸念して、本症状等について、保健調査票等に記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなど、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげる適切な対応が求められています。

つきましては、市立小中学校において、毎年「保健調査票」のご記入とご提出をいただく中で、「保健調査票」表面の右下「4 その他学校へ知らせおきたいこと」欄をご活用され、女子の月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について、不安な点などがありましたら、ご記入いただき、本症状等の早期発見及び保健指導等につなげやすい環境を醸成したいと考えています。どうぞよろしく願い申し上げます。

以上